

仕入に係わる増値税の還付について

2021 年 3 月 31 日の国務院常務会議において、「2021 年 4 月 1 日から、運送設備、電気機械、計測機器、医薬、化学繊維などの製造業の企業を先進製造業の増値税還付政策の範囲とし、当月に増加した未控除の仕入に係わる増値税の全額還付を行う。」ことが決定されました。

この点を踏まえて、財政部及び税務総局の共同で「先進製造業の期末における未控除の仕入に係わる増値税の還付政策を明確にする公告」（財政部 税務総局公告 2021 年第 15 号）を発表しました。具体的な内容は以下の表をご覧ください。

		先進製造業 ※1	先進製造業以外
条件	個別	① 2019 年 4 月の申告期間から、留保税額（※2）が増加。	① 2019 年 4 月の申告期間から、連続 6 ヶ月（四半期毎に納税する場合は連続 2 四半期）留保税額が増加し、かつ、6 ヶ月目の留保税額の増加額が 50 万人民币以上。
	共通	① 納税信用等級 A 級または B 級。 ② 税額還付申請前の 36 ヶ月の期間、留保税額・輸出税額の還付の騙取、増値税専用発票の虚偽の発行がない。 ③ 税額還付申請前の 36 ヶ月の期間、脱税による税務機関からの処罰回数が 2 回以内。 ④ 2019 年 4 月 1 日より即徴収・即還付、先徴収・後返金（還付）の優遇政策を受けていない。	
還付額の計算方法		増加した留保税額×仕入税額構成率（※3）	増加した留保税額×仕入税額構成率（※3）×60%
申告時期		毎月（四半期毎に納税する場合は、毎四半期）	半年毎

※1 先進製造業は以下の 2 つの条件を満たした企業を指します。

①「国民経済業界分類」の「非金属鉱物、通用設備、専用設備及びコンピュータ、通信及びその他の電子設備、運送設備、電気機械、計測機器、医薬、化学繊維」の生産及び販売を行う企業に該当する。

②還付申請前の連続 12 ヶ月（経営を開始して 12 ヶ月に満たない場合は 3 ヶ月以上の経営期間）における先進製造業としての販売額が全体の販売額の 50%を超過している。

※2 未控除の仕入に係わる増値税を指します。

※3 仕入税額構成率とは、2019 年 4 月 1 日から還付申請を行う申告期の前期までにおける、以下の割合のことです。

$$\text{仕入税額構成率} = \frac{\text{増値税専用発票の税額} + \text{輸入増値税の税額} + \text{源泉徴収により納付した増値税の税額}}{\text{控除済みの仕入税額}}$$



フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話: +86-10-8524-0758 担当: 粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園區華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話: +86-512-8916-5176 担当: 坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話: +86-21-6473-5450 担当: 上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話: +86-20-3268-9966 担当: 古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話: +86-755-8252-8290 担当: 古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。